

～ 条 例 化 に つ い て ～

◆認知症施策を進めるための手段の検討（条例で規定、方針・宣言等の策定など）

1. 条例、方針・宣言等の意義

条 例	方針・宣言等
<p>◇理念型、施策の推進にも力点を置く施策型、その両方型がある。</p> <p>◇条例の制定、改正、廃止には議会での承認が必要なため、政策の方向性が安易に変えられる可能性は低く、施策を安定・継続して実施できる（政治的安定性を担保する）</p> <p>◇条例の制定は、理念に沿ったまちづくりを市民等と一緒に進める市の強い決意を表明することができ、地域で実践していくための大きな手段となる。</p> <p>◇条例が制定されることで、それを契機に施策が進むことが期待でき、広報誌等を通じて住民に広く周知される。</p>	<p>◇理念を示し、政策の方向性と具体的な施策を体系的に1つの形でまとめることができる。</p> <p>◇可変性があるため、時代の変化に合わせて見直ししていくことができる。</p>

2. 他市の事例

- (1) 条例で規定 神戸市「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」
 大阪府河内長野市「河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例」
 滋賀県草津市「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」
- (2) 宣言による 大阪市「認知症の人をささえるまち大阪宣言」
 宇治市「認知症の人にやさしいまち・うじ」
- (3) 方針による 新潟県三条市「三条市認知症高齢者等支援の推進」基本方針

【参考】

認知症の人をささえるまち大阪宣言

現在、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症であると推計されており、2025（平成37）年には、その割合は約5人に1人に上昇すると見込まれています。

認知症はとても身近な病気であり、誰もが認知症の人をささえる側として、また、認知症の当事者として、認知症にかわり、認知症と共に生きる時代になりました。

大阪市は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むことを宣言します。

一 認知症に関する知識の理解を深め、早期に認知症に気づき、地域のつながりで認知症の人をささえるまち

一 認知症の人の思いやその人らしさを尊重し、認知症の人やその家族の視点に立って行動するまち

一 外出する、運動する、食事に気をつけるなど、認知症になりにくい生活習慣を実践するまち

一 認知症の状態に応じた質の高い医療・介護サービスが速やかに提供されるまち

一 認知症の人がいきいきと暮らし続けることができるまち

平成30年 2月13日
 大阪市長 吉村 洋文

「三条市認知症高齢者等支援の推進」基本方針

目 次

1 はじめに～基本方針の策定にあたって～ 3

2 認知症高齢者等を取り巻く現状と今後の予測 4

3 基本理念、基本目標、施策の体系 6

4 施策の展開 7

(1) 認知症の予防 7

- ・現状
- ・今後の方向性
- ・想定される主な取組み

(2) 早期発見、早期相談、早期受診体制の充実 9

- ・現状
- ・今後の方向性
- ・想定される主な取組み

(3) 本人・家族等への支援、地域支援体制づくり 11

- ・現状
- ・今後の方向性
- ・想定される主な取組み

(4) 認知症ケア・サービスの充実 13

- ・現状
- ・今後の方向性
- ・想定される主な取組み

(5) 権利擁護の推進 15

- ・現状
- ・今後の方向性
- ・想定される主な取組み

5 資料編 17

- ・ライフステージ別支援体制 17
- ・三条市の日常生活圏域の地域特性 18
- ・平成23年度認知症ケアサポート会議 29

平 成 2 4 年 3 月
 三 条 市

【参考】

(1) いきいき安心プラン2 | (第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 抜粋)

【計画の基本理念】

みんながともに輝き、安心して生活できるまち・三田

本市では、「超高齢社会を単に高齢者が多い社会と捉えず、市民誰もが長寿を喜び、老いを自分の問題として捉え、世代や性を超えて協働と連帯の精神に支えられた地域社会の中で、高齢者が健やかに、一人ひとりが自立していきいきと地域で暮らすことができるまちの創造をめざす」として、これまで「みんながともに輝き、安心して生活できるまち・三田」を三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念として継承してきました。

本計画においても、これまでの基本理念を引き継ぎ、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域住民・事業者・行政それぞれが主体的に参画し、協働と連帯に基づくパートナーシップを構築しながら、その実現をめざします。

【基本目標】

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

三田市安心ケアシステムの中核を担う ～中略～ その家族等介護者を支援します。

また、認知症予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みや、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関とかかりつけ医との連携や相談窓口の充実に努めるとともに、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を過ごすことができる地域をめざし、認知症の理解・知識の普及啓発を行います

(2) 認知症に関する施策を推進することを目的とする条例を制定している自治体一覧

(令和3年10月6日現在)

自治体名	条例名	施行日
愛知県大府市	大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例	平成30年4月1日施行
神戸市	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例	平成30年4月1日施行
愛知県設楽町	設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例	平成30年9月25日施行
愛知県	愛知県認知症施策推進条例	平成30年12月21日施行
和歌山県御坊市	御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例	平成31年4月1日施行
島根県浜田市	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	令和元年9月30日施行
愛知県知多市	知多市認知症施策推進条例	平成31年3月26日公布
名古屋市	名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例	令和2年4月1日施行
愛知県東浦町	東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例	令和2年6月26日施行
滋賀県草津市	草津市認知症があっても安心なまちづくり条例	令和2年7月1日施行
東京都世田谷区	世田谷区認知症とともに生きる希望条例	令和2年10月1日施行
大阪府河内長野市	河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例	令和3年7月1日施行
神奈川県大和市	大和市認知症1万人時代条例	令和3年9月29日施行
大分県臼杵市	臼杵市みんなで取り組む認知症条例	令和3年9月30日施行
群馬県渋川市	渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例	令和3年10月1日施行

条例制定をする場合には、以下の構成等で考えていくこととなります。

※前文

(1) 目的

この条例を制定する目的について、定めます。

(2) 定義

この条例で使用する重要な用語（認知症、予防、市民、事業者、関係機関 等）の意味について、定めます。

(定義例)

認知症の予防：認知症になることを遅らせるまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。

(3) 基本理念

基本的な考え方（基本理念）について、定めます。

(4) 責務・役割

基本理念に基づいて、市の責務並びに市民、認知症の人、事業者、地域組織及び関係機関の役割について定めます。

(5) 基本的施策

以下の視点から、条例の目的を実現するための施策を定めます。

①普及啓発の推進

- ・認知症への理解を深めるための普及・啓発
- ・若年性認知症への理解促進

②共生社会の地域づくり

- ・認知症の人・家族等への支援
- ・地域での見守り体制の整備

③医療・介護等の提供体制の充実

- ・ステージに応じた医療、介護等の提供
- ・早期診断、早期対応のための体制づくり